

2021年12月3日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 多根 幹雄

### 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（2021年11月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	600,000株
(内訳)	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	430,060株
(内訳)	
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	155,142株

(注) 乙種類株式 議決権を有しません。

##### ※最近5年間の資本金の変動

2017年 2月24日	増資	5,000千円	(資本金 291,500千円)
2018年 7月25日	減資	191,500千円	(資本金 100,000千円)

##### b. 会社の機構

###### ①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は在任取締役の任期満了時までとします。

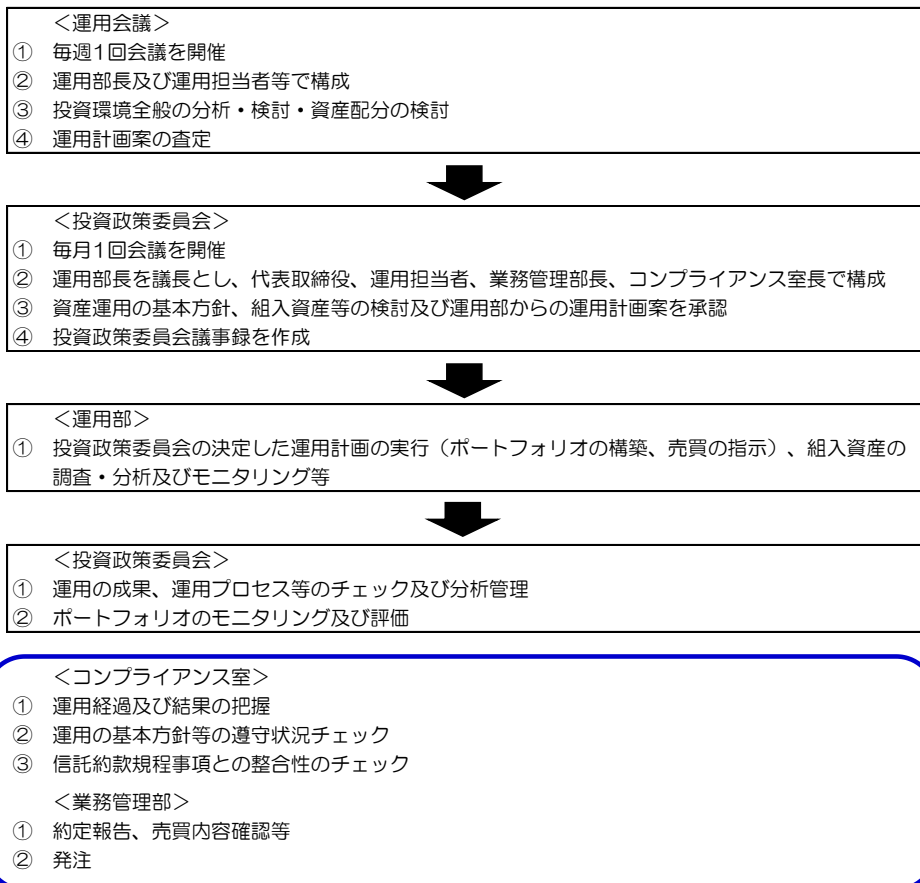
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は

定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

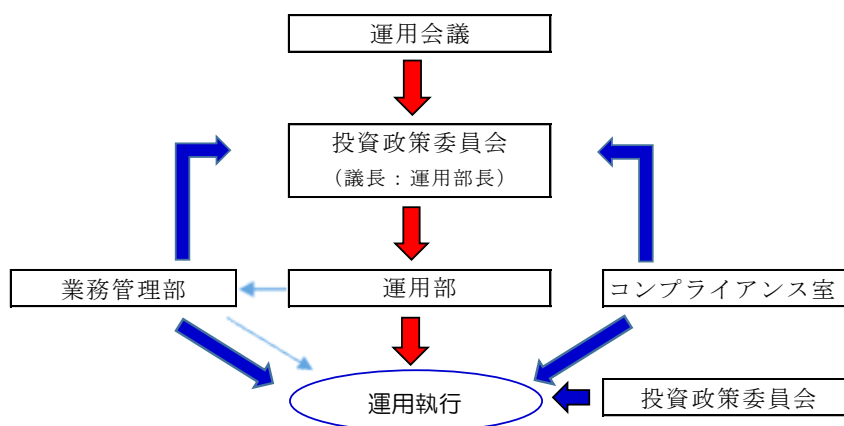
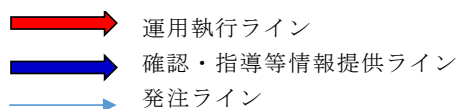
## ②会社の組織図



## ③投資運用の意思決定機構



(運用体制)



- \*運用体制は2021年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。
- \*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用を行っている証券投資信託は2021年11月末日現在、以下の通りです。（親投資信託を除く）

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	4本	14,651,104,541円

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自 2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度に係る中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）の中間財務諸表については、イデア監査法人の中間監査を受けております。

#### 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)	第 16 期事業年度 (2021 年 3 月 31 日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	32,995	70,524
直販顧客分別金信託	31,100	31,100
前払費用	4,858	4,476
未収委託者報酬	9,086	12,384
未収還付法人税等	0	0
<b>流動資産合計</b>	<b>78,041</b>	<b>118,486</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産 ※1</b>		
建物	723	663
器具備品	687	309
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,411</b>	<b>973</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	739	433
<b>無形固定資産合計</b>	<b>739</b>	<b>433</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	12,438	17,197
長期前払費用	6,520	2,930
敷金	3,290	3,290
繰延税金資産	78	-
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>22,328</b>	<b>23,418</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>24,479</b>	<b>24,825</b>

資産合計	102,521	143,311
負債の部		
流動負債		
預り金 ※2	11,183	10,523
未払金	3,030	4,088
未払法人税等	180	180
未払消費税等	1,581	6,520
賞与引当金	765	1,255
役員賞与引当金	1,158	1,398
流動負債合計	17,899	23,967
固定負債		
繰延税金負債	-	185
固定負債合計	-	185
負債合計	17,899	24,152
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△10,866	20,510
利益剰余金合計	△10,866	20,510
自己株式	△7,410	△7,410
株主資本合計	81,723	113,100
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,898	6,058
評価・換算差額等合計	2,898	6,058
純資産合計	84,621	119,158
負債・純資産合計	102,521	143,311

【損益計算書】

(単位：千円)

	第 15 期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 16 期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	96,269	133,997
営業収益合計	96,269	133,997
営業費用		
支払手数料	11,189	17,811
広告宣伝費	831	300
委託計算費	14,143	14,850
営業雑経費	8,696	11,657
通信費	4,445	8,102
印刷費	1,863	2,456
協会費	803	771
その他	1,583	326
営業費用合計	34,860	44,619
一般管理費		
給料	38,444	41,450
役員報酬	15,448	15,448
給料手当	13,490	13,509
賞与	1,314	2,337
役員賞与	1,993	3,091
法定福利費	4,272	4,410
賞与引当金繰入額	765	1,255
役員賞与引当金繰入額	1,158	1,398
交際費	1,192	160
旅費交通費	1,438	1,309
租税公課	204	59
不動産賃借料	5,769	6,671
退職給付費用	144	673
減価償却費	1,585	744
諸経費	10,087	9,162
一般管理費合計	58,866	60,231

営業利益	2,542	29,146
営業外収益		
受取利息	3	2
受取手数料	917	-
助成金収入	-	1,046
雑収入	100	46
営業外収益合計	1,021	1,094
営業外費用		
雑損失	10	18
営業外費用合計	10	18
経常利益	3,552	30,221
税引前当期純利益	3,552	30,221
法人税、住民税及び事業税	180	180
法人税等調整額	2,595	△1,334
当期純利益	776	31,376

【株主資本等変動計算書】

第15期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	△ 11,642	△ 11,642	△ 7,410	80,947
当期変動額					
当期純利益		776	776		776
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	776	776	-	776
当期末残高	100,000	△ 10,866	△ 10,866	△ 7,410	81,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,623	3,623	84,570
当期変動額			
当期純利益			776
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 725	△ 725	△ 725
当期変動額合計	△ 725	△ 725	51
当期末残高	2,898	2,898	84,621

第16期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	△ 10,866	△ 10,866	△ 7,410	81,723
当期変動額					
当期純利益		31,376	31,376		31,376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	31,376	31,376	-	31,376
当期末残高	100,000	20,510	20,510	△ 7,410	113,100

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,898	2,898	84,621
当期変動額			
当期純利益			31,376
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,160	3,160	3,160
当期変動額合計	3,160	3,160	34,536
当期末残高	6,058	6,058	119,158



## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年

器具備品 4～15年

##### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2)役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

### (重要な会計上の見積り)

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産 2,879千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)	第 16 期事業年度 (2021 年 3 月 31 日)
建物	216 千円	276 千円
器具備品	3,413 千円	3,791 千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第 15 期事業年度 (2020 年 3 月 31 日)	第 16 期事業年度 (2021 年 3 月 31 日)
預り金	11,038 千円	10,437 千円

(損益計算書関係)

第 15 期事業年度	第 16 期事業年度
自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日	自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日
該当なし	該当なし

(株主資本等変動計算書関係)

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第15期事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	32,995	32,995	—
(2) 直販顧客分別金信託	31,100	31,100	—
(3) 未収委託者報酬	9,086	9,086	—
(4) 未収還付法人税等	0	0	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	12,438	12,438	—

資産計	85,621	85,621	—
(1)未払金	3,030	3,030	—
(2)未払法人税等	180	180	—
(3)未払消費税等	1,581	1,581	—
負債計	4,791	4,791	—

第16期事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	70,524	70,524	—
(2)直販顧客分別金信託	31,100	31,100	—
(3)未収委託者報酬	12,384	12,384	—
(4)未収還付法人税等	0	0	—
(5)投資有価証券			
その他有価証券	17,197	17,197	—
資産計	131,206	131,206	—
(1)未払金	4,088	4,088	—
(2)未払法人税等	180	180	—
(3)未払消費税等	6,520	6,520	—
負債計	10,789	10,789	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

第15期事業年度（2020年3月31日）

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬(4)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債

(1)未払金(2)未払法人税等(3)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 第16期事業年度（2021年3月31日）

##### 資産

###### (1) 現金及び預金(2) 直販顧客分別金信託(3) 未収委託者報酬(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

###### (5) 投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

##### 負債

###### (1) 未払金(2) 未払法人税等(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 第15期事業年度（2020年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	32,995	—	—	—
直販顧客分別金信託	31,100	—	—	—
未収委託者報酬	9,086	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—
合計	73,183	—	—	—

#### 第16期事業年度（2021年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	70,524	—	—	—
直販顧客分別金信託	31,100	—	—	—
未収委託者報酬	12,384	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—

合計	114,009	—	—	—
----	---------	---	---	---

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第15期事業年度 (2020年3月31日)	第16期事業年度 (2021年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

\*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第15期事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,438	8,074	4,364
	小計	12,438	8,074	4,364
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,438	8,074	4,364

第16期事業年度(2021年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,197	8,074	9,123
	小計	17,197	8,074	9,123
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—

の	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		17,197	8,074	9,123

## 2. 売却したその他有価証券

第15期事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

第16期事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

### 2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、144千円であります。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

### 2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、138千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第15期事業年度 (2020年3月31日)	第16期事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	61,391	37,070
賞与引当金	257	421



繰延税金資産小計	61,648	37,491
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△60,103	△34,612
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	-	-
評価性引当額小計(*1)	△60,103	△34,612
繰延税金資産合計	1,544	2,879
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,465	△3,064
繰延税金負債合計	△1,465	△3,064
繰延税金資産の純額	78	△185

(※1) 評価性引当額が25,490千円減少しております。この減少の主な内容は、当事業年度末に税務上の繰越欠損金の期限切れがあったためであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第15期事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	24,321	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	61,391
評価性引当額	△23,033	△17,822	△7,744	△6,855	△2,218	△2,429	△60,103
繰延税金資産	1,287	-	-	-	-	-	(b) 1,287

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

第16期事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	17,822	7,744	6,855	2,218	2,429	-	37,070
評価性引当額	△15,364	△7,744	△6,855	△2,218	△2,429	-	△34,612
繰延税金資産	2,457	-	-	-	-	-	(b) 2,457

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第15期事業年度 (2020年3月31日)		第16期事業年度 (2021年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	33.59%	法定実効税率 (調整)	33.59%
交際費等永久に損金に算入されない項目	30.31%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.99%
住民税均等割	5.07%	住民税均等割	0.60%
評価性引当額の増減	9.18%	評価性引当額の増減	△84.35%
		期限切れの税務上の繰越欠損金	41.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.14%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.82%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	49,316	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	48,647	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第15期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

第16期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第 15 期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 16 期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	198 円 34 銭	279 円 29 銭
1株当たり当期純利益	1 円 82 銭	73 円 54 銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第 15 期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第 16 期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	776 千円	31,376 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	776 千円	31,376 千円
普通株式の期中平均株式数	426,640 株	426,640 株
甲種類株式	274,918 株	274,918 株
乙種類株式	151,722 株	151,722 株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第17期中間会計期間末  
(2021年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		77,549
直販顧客分別金信託		30,000
未収委託者報酬		24,883
前払費用		4,311
未収還付法人税等		0
流動資産合計		136,744
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		634
器具備品		234
有形固定資産合計		869
無形固定資産		
ソフトウェア		280
無形固定資産合計		280
投資その他の資産		
投資有価証券		18,322
長期前払費用		1,135
敷金		3,290
投資その他の資産合計		22,748
固定資産合計		23,897
資産合計		160,642

(単位：千円)

第17期中間会計期間末  
(2021年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金 ※2		11,967
未払金		7,468
未払法人税等		90
未払消費税等		2,645
賞与引当金		770
役員賞与引当金		1,223
流動負債計		24,165
固定負債		
繰延税金負債		563
固定負債計		563
負債の部合計		24,729
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		36,517
利益剰余金合計		36,517
自己株式		△7,410
株主資本合計		129,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		6,805
評価・換算差額等合計		6,805
純資産合計		135,913
負債・純資産合計		160,642

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 17 期中間会計期間	
(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	75,070
営業収益合計	75,070
営業費用	25,054
一般管理費 ※1	33,946
営業利益	16,070
営業外収益	33
営業外費用	6
経常利益	16,097
税引前中間純利益	16,097
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等合計	90
中間純利益	16,007

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	20,510	20,510	△ 7,410	113,100
当中間期変動額					
中間純利益		16,007	16,007		16,007
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	16,007	16,007	-	16,007
当中間期末残高	100,000	36,517	36,517	△ 7,410	129,107

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,058	6,058	119,158
当中間期変動額			
中間純利益			16,007
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	747	747	747
当中間期変動額合計	747	747	16,754
当中間期末残高	6,805	6,805	135,913

## 注記事項

## （重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの・・・中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>建物 15年</p> <p>器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> <p>(3) 長期前払費用</p> <p>均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。</p>



	<p>1. 定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

	第17期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	305 千円 3,866 千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金	11,491 千円

(中間損益計算書関係)

	第 17 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 104 千円 無形固定資産 153 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	430,060	-	-	430,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	3,420	-	-	3,420

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第17期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	18,322	18,322	—
資産計	18,322	18,322	—

（注）有価証券に関する事項

（1）投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり基準価額により評価しております。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載していません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第17期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計 上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,322	8,074	10,248
	小計	18,322	8,074	10,248
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		18,322	8,074	10,248

（デリバティブ取引関係）

第17期中間会計期間末 （2021年9月30日現在）
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

第17期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第17期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	25,637	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	75,070
定率報酬	64,653
成功報酬	10,417
その他の収益	—
営業収益	75,070

(1株当たり情報)

	第17期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	318円 56銭
1株当たり中間純利益金額	37円 51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第17期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益	16,007千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,007千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

以上

公開日 2021年12月10日

作成基準日 2021年12月1日

本店所在地 東京都中央区京橋三丁目3番4号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正

に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

2021年12月1日

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立野 晴 朗

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。